

日本産精米の中国向け輸出に 係る検疫条件



平成20年6月24日

農林水産省

消費・安全局植物防疫課

日本産精米の中国向け輸出条件

- 植物検疫条件の概要
- 精米工場の指定基準及び手続き
- くん蒸倉庫の登録基準及び手続き
- くん蒸処理の具体的方法
- 輸出検査

主な植物検疫条件①

○検疫対象病害虫

ヒメアカカツオブシムシ・カザリマダラカツオブシムシ・ヒメマダラカツオブシムシ
の3種のカツオブシムシ(以下、「カツオブシムシ類」)
イネもみ枯れ細菌病菌、イネえそモザイクウイルス



ヒメアカカツオブシムシ
(*Trogoderma granarium*)



カザリマダラカツオブシムシ
(*Trogoderma anthrenoides*)



ヒメマダラカツオブシムシ
(*Trogoderma inclusum*)

主な植物検疫条件②

○精米工場

精米工場（併設された玄米貯蔵庫を含む。）は、カツオブシムシ類の誘引剤を使用したトラップ調査（発生調査）を1年間実施し、カツオブシムシ類が発生していないことを確認の上、指定。

○包装材の条件

清潔かつ衛生的で、通気性のある新しい包装材で包装。各包装には中国向けであること、品種、精米工場及び輸出者の名称・住所を中国語で表記。



（参考：誘引剤を用いたトラップの例）

主な植物検疫条件③

○くん蒸処理

- (1) 輸出前にリン化アルミニウムを用いたくん蒸を実施。
- (2) くん蒸倉庫は、予め3か月間、カツオブシムシ類の誘引剤を用いたトラップ調査(発生調査)を実施。
- (3) くん蒸の都度、くん蒸開始1か月前から精米の搬出時までの間、カツオブシムシ類の誘引剤を用いたトラップ調査(発生調査)を実施。

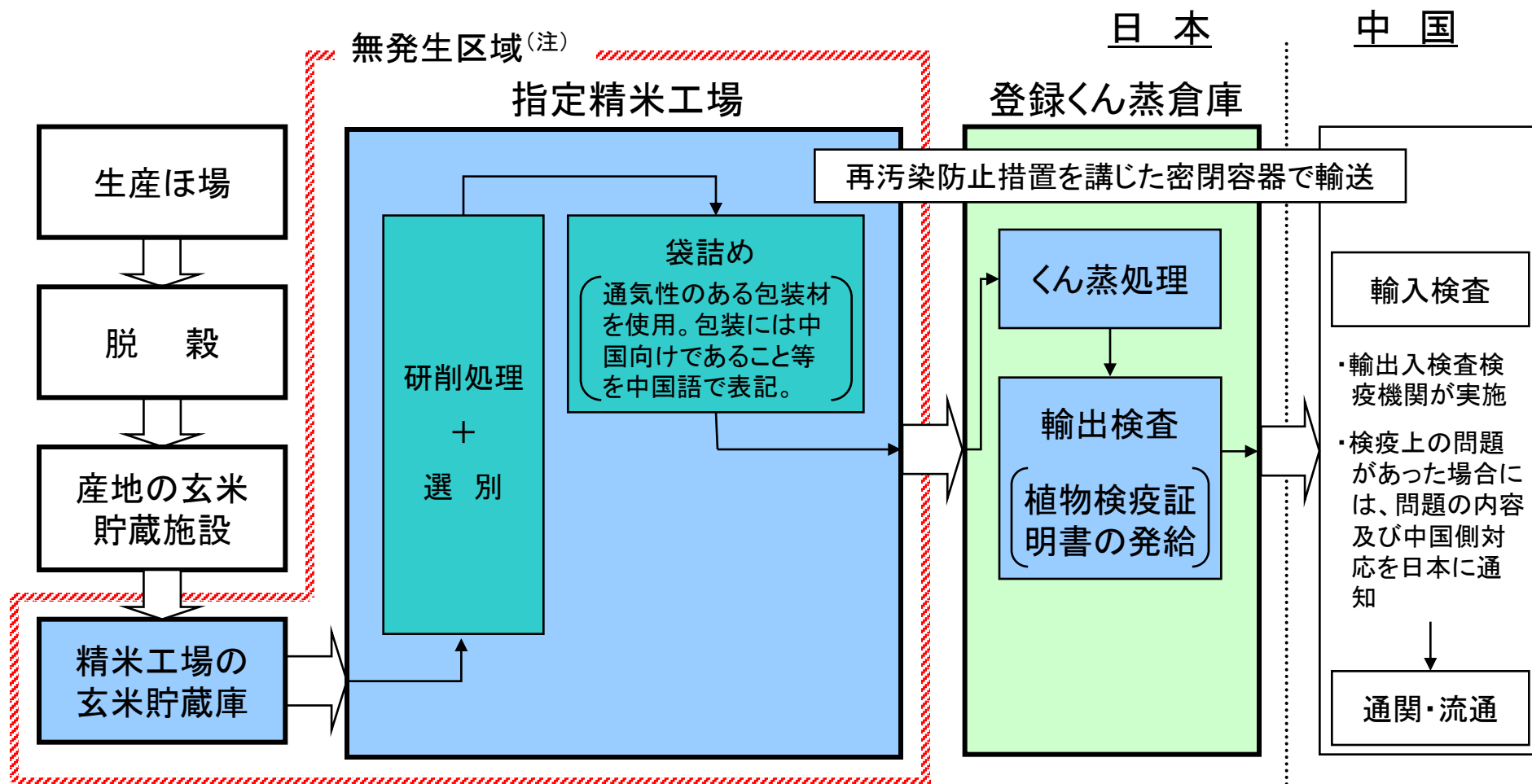
○輸出検査

- (1) 植物防疫所の輸出検査を受検し、植物検疫証明書を添付。
- (2) 土壌、玄米、粳、ぬか、雑草種子及びその他植物残さが混入していないことを確認。

○再汚染防止措置

精米の積込み前に、コンテナ等に対して検査及び消毒を実施。

日本産精米の対中輸出の流れ



(注) 無発生区域: 中国が検疫の対象としているヒメアカカツオブシムシ、ヒメマダラカツオブシムシ及びカザリマダラカツオブシムシが無発生であることが確認され、かつ、無発生の状態が維持されている地区

精米工場の指定基準

○発生調査

精米工場（併設された玄米貯蔵庫を含む）にカツオブシムシ類の誘引剤を用いたトラップを100平方メートル当たり1個以上設置し、1年間調査。トラップは週1回以上調査され、カツオブシムシ類が、無発生であることを確認。調査は指定後も継続。

○精米工程

精米工程は、研削工程及び色彩選別工程を連続して含むものであること。

○確認体制等

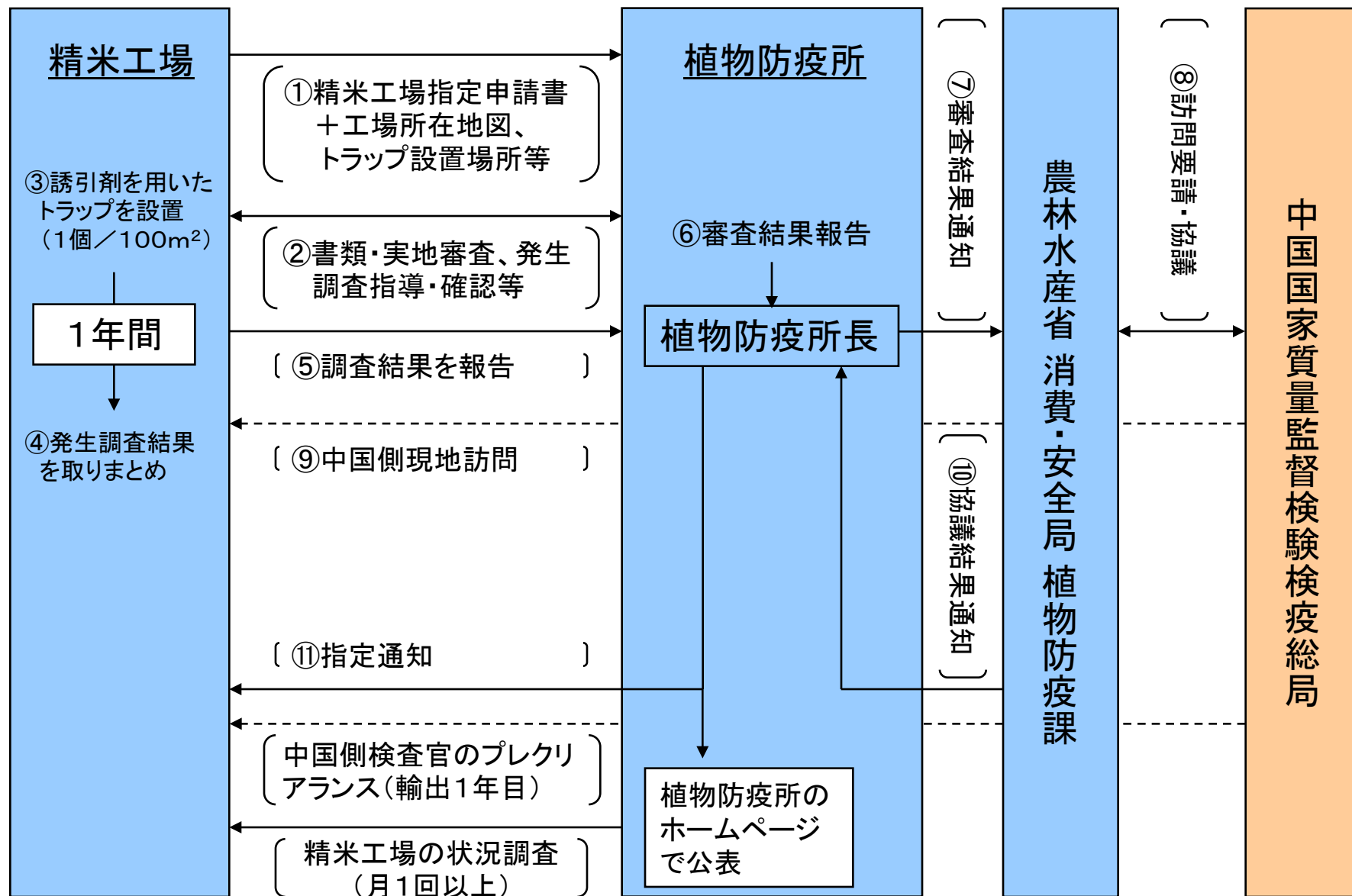
発生調査確認体制、再汚染防止措置確認体制及び記録保管体制が採られ、責任者が設置されていること。

精米工場の指定申請

○所在地を管轄する植物防疫所に以下の書類を添えて申請

- (1) 精米工場所在地図
- (2) 精米工場見取図(トラップ設置場所、各部屋の名称・面積を記載)
- (3) 精米工程図
- (4) 発生調査確認実施計画書
- (5) 発生調査、中国向け精米処理の実施日時数量及び再汚染防止措置に係る記録様式

精米工場指定手続きの流れ



くん蒸倉庫の登録基準

○発生調査

くん蒸室及び精米の搬入経路にカツオブシムシ類の誘引剤を用いたトラップを100平方メートル当たり1個以上設置し、3か月間調査。トラップは週1回以上調査され、カツオブシムシ類が無発生であることを確認。

○倉庫の仕様

植物防疫官が輸入植物検疫規程第4条第2項に基づき指定したくん蒸倉庫又は同等の構造を有し要件を満たしていることが確認できる倉庫。

○確認体制等

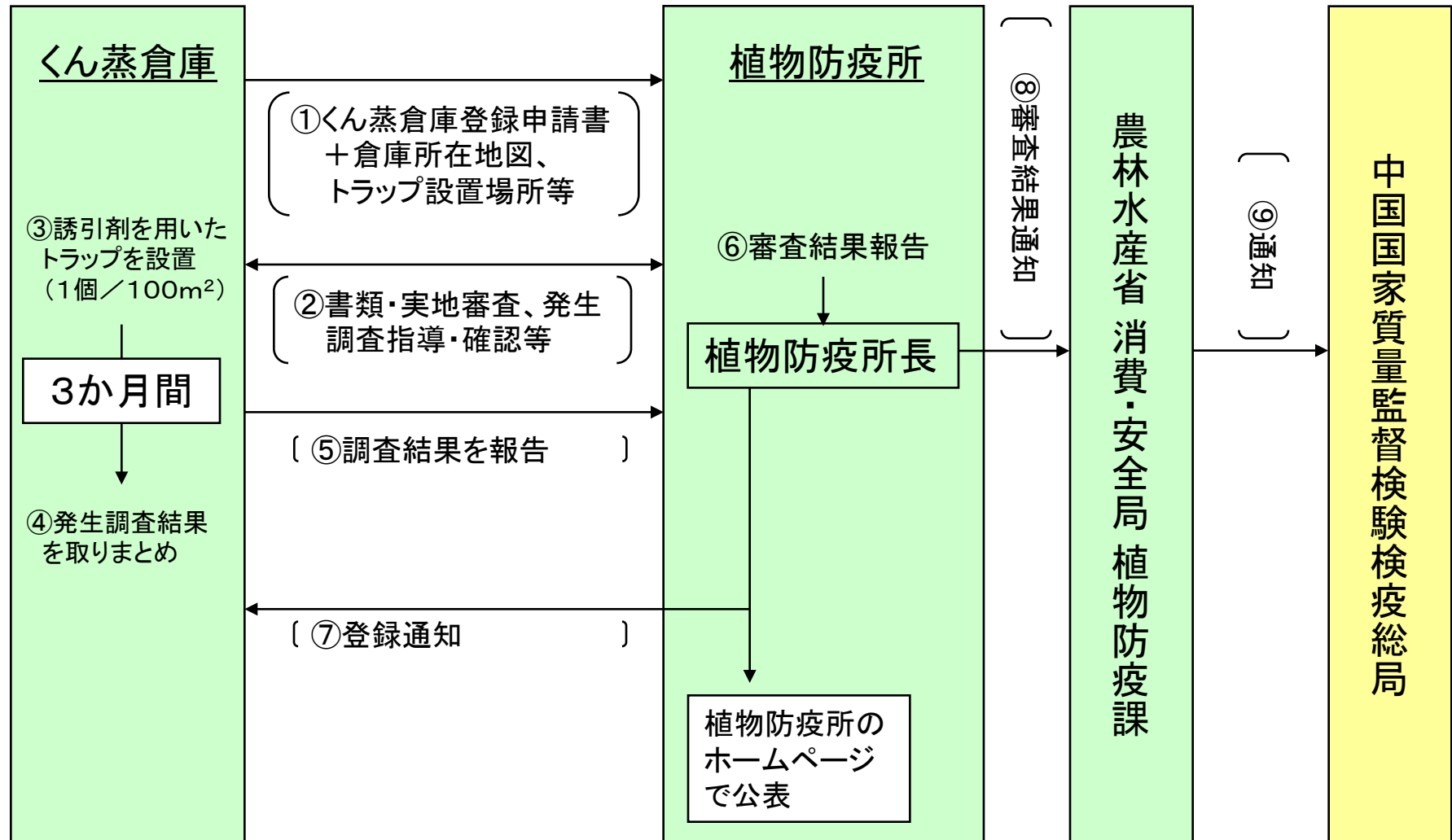
発生調査確認体制、再汚染防止措置確認体制及び記録保管体制が採られ、責任者が設置されていること。

くん蒸倉庫の登録申請

○所在地を管轄する植物防疫所に以下の書類を添えて申請

- (1) くん蒸倉庫所在地図
- (2) くん蒸倉庫見取図(精米搬入経路、くん蒸室、トラップ設置場所、各部屋の名称・面積を記載)
- (3) 発生調査、中国向け精米のくん蒸処理の実施日時数量及び再汚染防止措置に係る記録様式
- (4) 輸入植物検疫規程第4条第2項の指定くん蒸倉庫でない場合は、くん蒸倉庫構造明細書(平面図及び立面図を含む。)

くん蒸倉庫登録手続きの流れ



くん蒸処理基準

○使用薬剤： リン化アルミニウム

方 法	薬 量	くん蒸温度 *	時 間
倉庫くん蒸	2. 5g／m ³	12℃以上 16℃未満	7 日
		16℃以上 21℃未満	6 日
		21℃以上	5 日

* くん蒸中に、精米袋内及びくん蒸室の温度を4時間毎に計測し、各計測時において、精米袋内とくん蒸室の温度の差が、

- ① 5℃以内の場合には、両温度の平均値をくん蒸温度とする。
- ② 5℃より大きい場合には、精米袋内の温度をくん蒸温度とする。

注) くん蒸終了直前に、くん蒸室後部の上端、中部の中間及び前部の底端の計3か所の精米袋内のリン化水素濃度を測定し、それぞれ300ppm以上であること。

くん蒸処理及び輸出検査

○くん蒸処理

- (1) 輸出者は、所在地を管轄する植物防疫所に、くん蒸予定月日等を記した、くん蒸計画書を提出。
- (2) 植物防疫官は、くん蒸処理が適切に行われたことを確認。

○輸出検査

- (1) 輸出者は、植物等輸出検査申請書を植物防疫所に提出。
- (2) 植物防疫官は、くん蒸処理の1か月前から精米の搬出時までの間、くん蒸室及び精米の搬入経路において、発生調査が行われ、カツオブシムシ類が発見されないこと等、所定の検査を実施。
- (3) 植物防疫官は、輸出検査に合格した荷口に対して、植物検疫証明書を交付。

中国側検査官の招請

○精米工場が指定されてから輸出1年目に、中国側検査官を
病虫害調査及びプレクリアランスのために招請。

○検査官の招請は、農林水産省消費・安全局植物防疫課が行う。



- 中国側検査官の派遣に要する
費用は、輸出者負担

最後に

精米工場の指定及びくん蒸倉庫の登録並びに中国向けの精米の輸出に関して不明な点がある場合には、農林水産省消費・安全局植物防疫課又は最寄りの植物防疫所にご相談ください。

- ・植物防疫課 電話 03-3502-8111（内線4565）
- ・横浜植物防疫所 電話 045-211-7155（輸出及び国内検疫担当）
- ・名古屋植物防疫所 電話 052-651-0114（輸出及び国内検疫担当）
- ・神戸植物防疫所 電話 078-331-2384（輸出及び国内検疫担当）
- ・門司植物防疫所 電話 093-321-2809（輸出及び国内検疫部門）
- ・那覇植物防疫事務所 電話 098-868-1679（輸出・国内検疫担当）

植物防疫所ホームページ: <http://www.maff.go.jp/pps/>